

參考資料



1. 緑に対する市民の意識と市民の活動

(1) 市民の意識

「さいたま市総合振興計画策定のための市民意識調査」(平成14年3月)と「さいたま市総合振興計画のための岩槻区区民意識調査」(平成17年9月)の結果をもとに、緑に関する市民の意識を整理します。

アンケート調査の概要

| | さいたま市総合振興計画策定のための市民意識調査 | さいたま市総合振興計画策定のための岩槻区区民意識調査 |
|---------------|--------------------------|----------------------------|
| 調査対象 (回収率) | 20才以上の市民 10,000 人(47.3%) | 20才以上の区民 2,000 人(41%) |
| 調査時期 | 平成13年11月中旬～下旬 | 平成17年6月 |

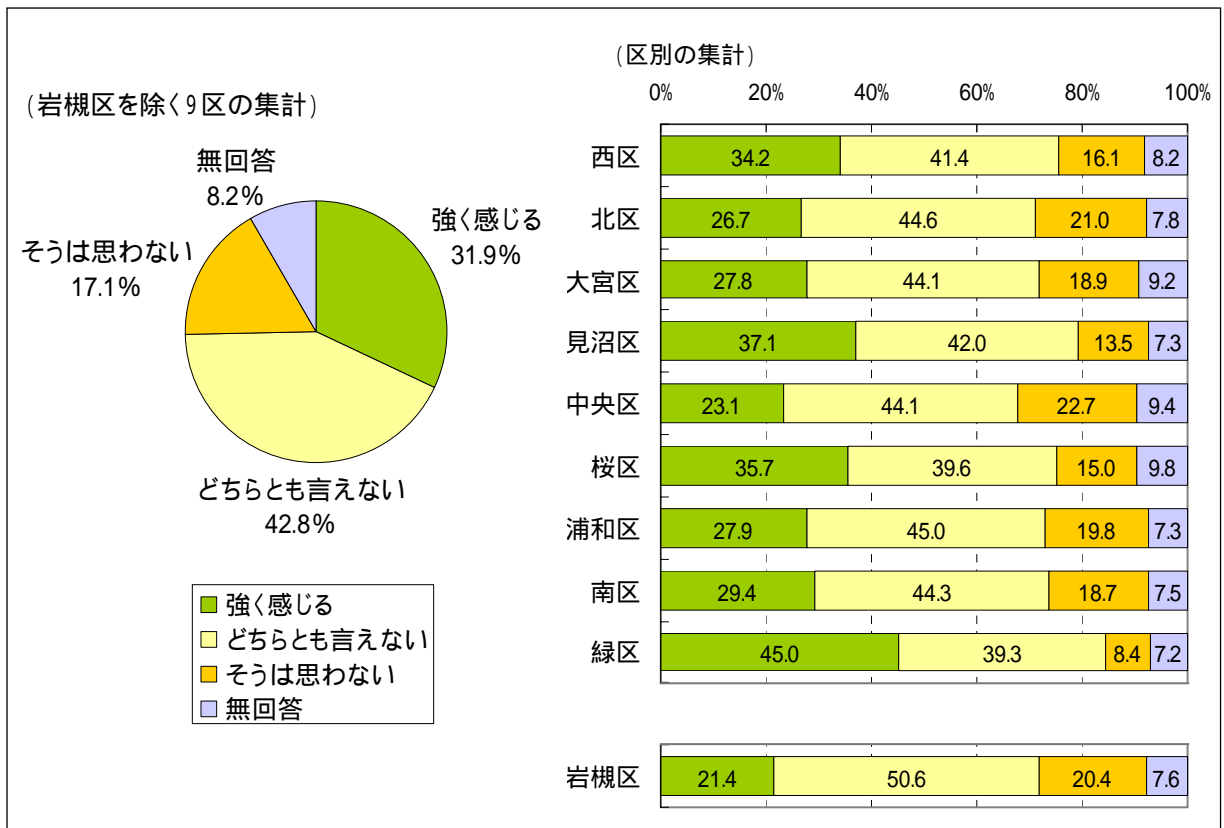
さいたま市の「自然豊かな」というイメージについて

平成13年度の調査において、さいたま市が「自然豊かな」というイメージを「強く感じる」市民意識としては約32%であり、見沼田圃を擁する緑区で最も多く、同じく見沼田圃を擁する見沼区や荒川・秋ヶ瀬公園を擁する桜区でも比較的多くみられました。

平成17年度調査における、さいたま市が「自然豊かな」というイメージを「強く感じる」岩槻区の区民意識としては約21%となっています。

単純に考えると、全区で「自然豊かな」というイメージを「強く感じる」という市民は、約3割となっています。

「さいたま市は自然が豊かであると感じるか」に対する市民意見

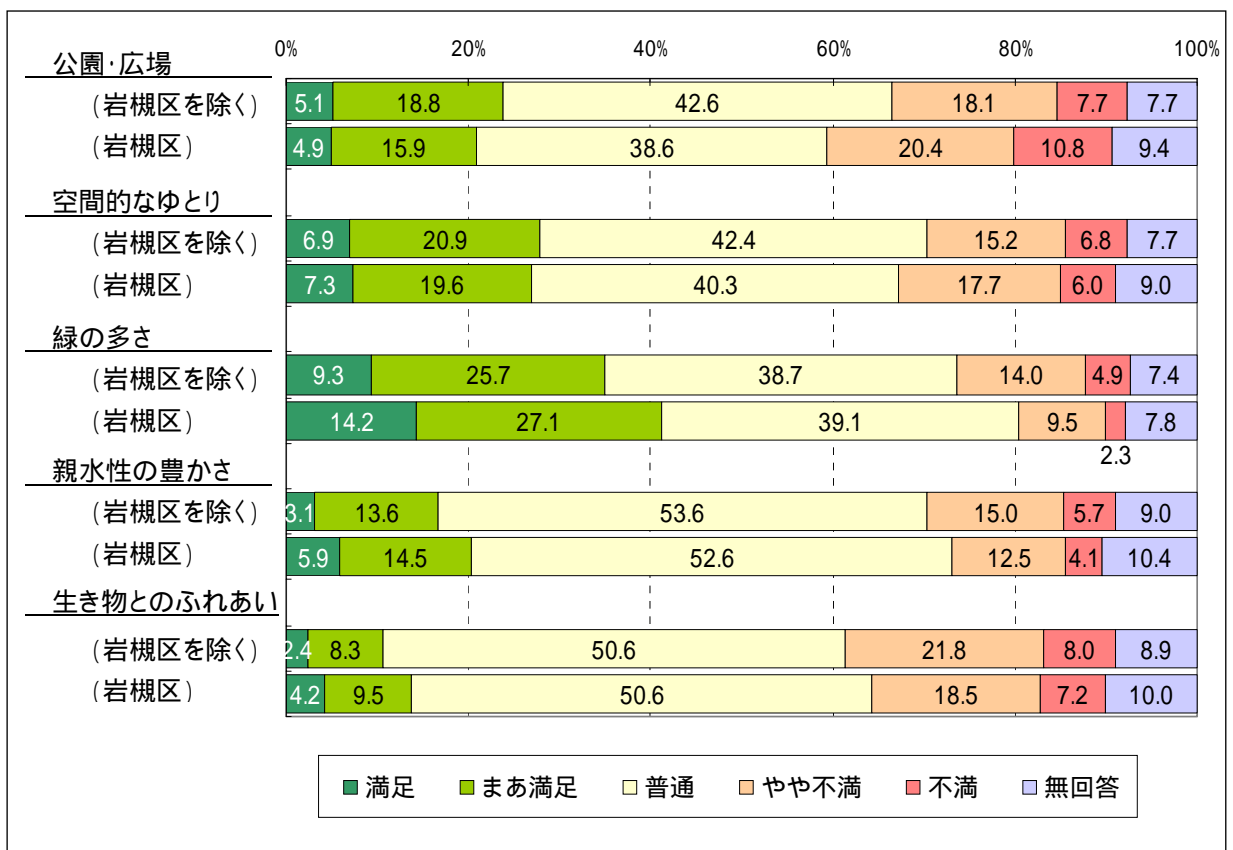


生活環境の評価

身の回りの環境のうち、緑に関連したものに対する満足度を、平成13年度の調査の岩槻区を除く9区の集計と平成17年度の岩槻区の集計結果を比べると、ほぼ同じ傾向がみられます。

「緑の多さ」については、岩槻区を除く9区で、35%が「満足」「まあ満足」としていますが、岩槻区では約41%となっており、岩槻区において満足度が高いという結果となっています。また、「生き物とのふれあい」については「満足」「まあ満足」は全体的に低く、逆に「不満」「やや不満」が大きく上回っています。

生活環境の評価



(2) 市民による緑の保全・緑化活動

市内では、旧市時代から緑の保全や緑化推進に関する多くの団体が積極的に活動を展開しています。特に、市の事業として行ってきた市民参加事業については、合併による新たな体制の中でも継続されています。その主なものを整理します。

さいたま市みどり愛護会

| | |
|------|---|
| 経緯 | 旧大宮市の「大宮みどり愛護会」が平成13年に現在の名称となる。 |
| 会員 | 約230名 |
| 活動内容 | さいたま市が管理する雑木林などの緑地において、下草刈りや枝打ちなどの保全作業、シイタケのほだ木づくりや竹細工づくり、環境教育や体験学習の支援、広報紙の発行などを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業内容 緑地の下草刈り、間伐、枝打ち、落ち葉かき、ごみ収拾 ・ 活動箇所 自然緑地(20箇所) 市民緑地(1箇所) 緑地帯(1箇所) ふるさとの緑の景観地(1箇所 随時) ・ 年間作業日数 月例1~2回×12ヶ月×8支部 その他 随時 |

さいたま市花いっぱい運動推進会

| | |
|------|---|
| 経緯 | 旧大宮市の「花いっぱい運動推進会」、旧浦和市の「花いっぱいの会」、旧与野市の「花づくり一家」が、3市の合併によって、平成13年に現在の名称となる。 |
| 会員 | 約2,800名 |
| 活動内容 | 駅前、公園などの市民花壇で、花苗を春と秋の年2回植え替えるほか、日常の維持管理作業を行う。また、市内の学校などでの花壇づくりを支援している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業内容 駅前や公園などの市民花壇において、花植え、日常の水やり、枯れた花の除去を行う ・ 活動箇所 駅前、公園などの市民花壇(170箇所) ・ 年間作業日数 花植え 月2回 日常管理 随時 |

このほか、見沼田圃周辺や元荒川、鴨川、高沼用水路などにおいて、NPOや任意団体が積極的に活動を展開しています。

2. 緑に関する制度の概要

緑の保全制度

樹林地などの緑を保全するための、さいたま市の独自の制度と、さいたま市が関連する主な法制度の概要を整理します。

| 根拠条例 | 名称 | 目的 | 行為規制 | 土地取得 | 助成金 | 固定資産税 | 施設整備・維持管理 | 利用形態 |
|-------------|------|----------------------------|------|------|---|-------|-----------|------|
| さいたま市みどりの条例 | 自然緑地 | 良好な自然環境を有する樹林地・水辺地などの確保 | 届出 | | (市街化区域の場合) 固定資産税・都市計画税相当額 (市街化調整区域の場合) 固定資産税相当額と面積に7.5円/m ² を乗じた額 | 非課税 | 市 | 公開 |
| | 保存緑地 | | 届出 | | | | | |
| | 環境緑地 | 緑化された環境を得る目的で創出された一団の緑地の確保 | 届出 | | 30万円 | | 所有者または管理者 | 公開 |

(平成16年度末現在)

| 根拠法 | 名称 | 目的 | 行為規制 | 土地取得 | 相続税 | 所得税 (買取りの場合) | 固定資産税 | 特別土地保有税 | 地価税 |
|-----------------------|------------|-------------------------------|------|------|---|-----------------------|--------------|---------|-----|
| 都市緑地法 | 緑地保全地域 | 都市における緑地の保全 | 届出 | | <ul style="list-style-type: none"> 延納利子税の軽減(4.2%) 林地で林業を営んでいない場合8割控除 管理協定の締結された土地について更に評価額2割控除 | 譲渡所得特別控除2,000万円 | 最高1/2の評価減 | 非課税 | 非課税 |
| | 特別緑地保全地区 | | 許可 | | | | | | |
| | 市民緑地 | 民有地の緑地の保全・活用 | 届出 | | 契約期間20年以上のとき評価額2割控除 | | 無償貸付のとき非課税など | | 非課税 |
| 首都圏近郊緑地保全法 (都市緑地法) | 近郊緑地保全区域 | 首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地の保全 | 届出 | | <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区と同じ | 譲渡所得特別控除2,000万円 | 最高1/2の評価減 | 非課税 | 非課税 |
| | 近郊緑地特別保全地区 | | 許可 | | | | | | |
| 都市計画法 | 風致地区 | 都市の良好な風致の維持 | 許可 | | 林地の場合3割評価減 | | | | |
| 生産緑地法 | 生産緑地地区 | 良好な都市環境の形成 | 許可 | | <ul style="list-style-type: none"> 納税猶予制度(終身営農) 残営農年数等により3.5~0.5評価減 | 譲渡所得特別控除1,500万円 | 宅地並み課税の適用除外 | | 非課税 |
| 森林法 | 保安林 | 森林の保続培養及び森林生産力の増進 | 許可 | 損失補償 | <ul style="list-style-type: none"> 延納利子税の軽減(4.2%) 伐採制限の程度により評価額減 | 譲渡所得特別控除2,000万円 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| 都市公園法 | 都市公園 | 都市の健全な発展と秩序ある整備 | 許可 | | 借地の場合評価額の4割控除(貸付期間20年以上のとき) | 買取りの場合譲渡所得特別控除5,000万円 | | | |

(平成17年6月現在)

保存樹木の指定制度

樹木のうち特に健全に生育したもの、美観上すぐれた樹木について、(財)さいたま市公園緑地協会が「保存樹木」として指定し、奨励金を公布しています。

対象樹木

- ・地盤面から1.5mの高さにおける幹回り1.5m以上の樹木
- ・樹高が10m以上の樹木
- ・はん登性樹木で枝葉面積が30㎡以上の樹木
- ・希少価値があり、かつ珍重に富むと認められる樹木
- ・その他、理事長が特に保存の必要があると認めた樹木

指定に伴う奨励金の交付額

| 保存樹木の区分 | | 奨励金の額 (1本につき年額) |
|----------------------|------------------|--------------------|
| 地盤面から1.5mの高さにおいて | 1.5m 幹周り<3.0mの樹木 | 5,000円 |
| | 幹周り 3.0mの樹木 | 10,000円 |
| 樹高が10m以上の樹木 | | 5,000円 |
| はん登性樹木で枝葉面積が30㎡以上の樹木 | | 5,000円 |
| 希少価値があり、かつ珍重性に富む樹木 | | 5,000円 |
| 理事長が特に保存の必要があると認めた樹木 | | 5,000円 |

(平成16年度末現在)

保存樹木の指定は10年間とし、以降状況に応じて更新できます。

申請手続きについては、財団法人さいたま市公園緑地協会樹木の保存に関する要綱によります。

生け垣助成制度

住宅の道路に接する生け垣や生け垣として中低木などの植え込みを設置する場合に、(財)さいたま市公園緑地協会が助成を行っています。

助成の対象

- ・市内で住宅の敷地の緑化(生け垣・植え込み)の工事
- ・幅員4m以上の道路に接している部分、または道路の中心から2m以上後退した部分で、助成対象生け垣または植え込みの延長が2m以上のもの
- ・ブロック塀などを取り壊して緑化を行う場合の取壊し費用

助成額

| 対象行為 | 助成額 |
|---------------|---|
| 生け垣または植え込みの設置 | 生け垣の延長(m)×10,000円(限度額20万円) (工事費が1m当たり10,000円に満たない場合は、その金額が1m当たりの助成の額となります。) |
| ブロック塀等の取壊し | 取り壊すブロック塀等の延長(m)×5,000円(限度額10万円) (工事費が1m当たり5,000円に満たない場合は、その金額が1m当たりの助成の額となります。) |

(平成16年度末現在)

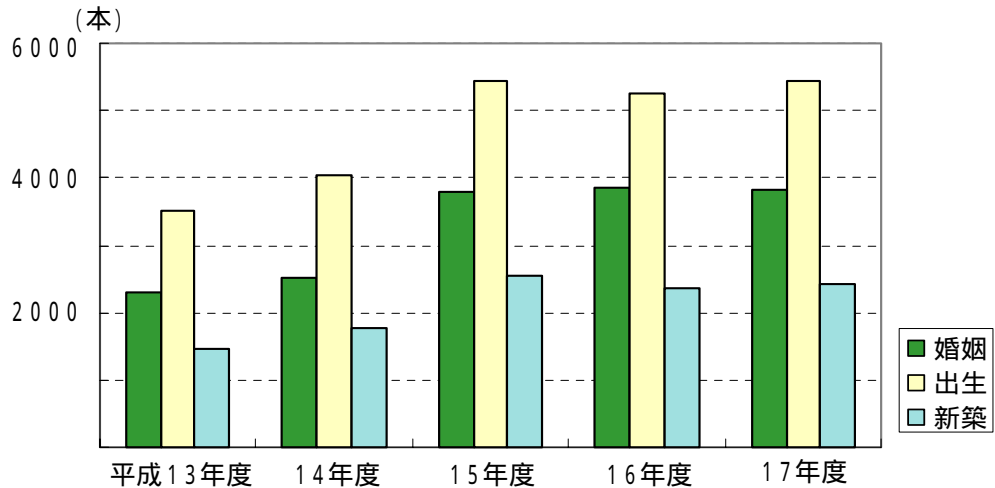
助成により緑化したものは、5年以上の保護と育成の適正な管理が義務づけられます。

申請手続きについては、財団法人さいたま市公園緑地協会生け垣助成要綱によります。

記念樹の配布

市民が緑を育てることによって、花と緑のまちづくりを進めていくために、婚姻、出生、新築を記念して記念樹を配布しています。この事業によって、この5年間で合計約5万500本の樹木が配布されています。

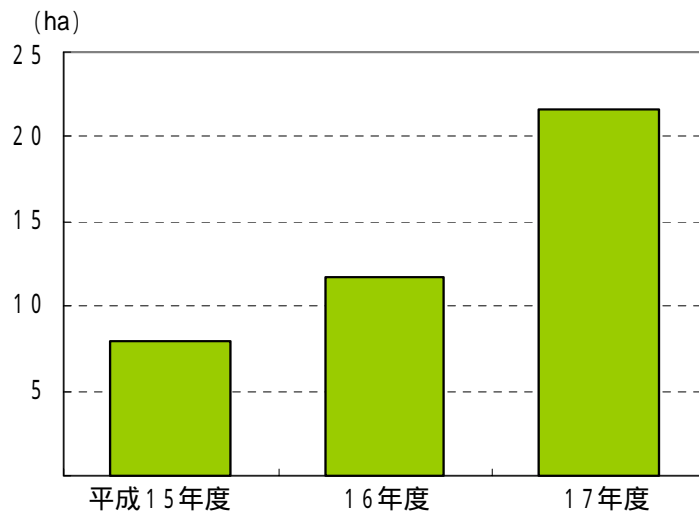
過去5年間の記念樹の配布本数



緑化指導制度

みどりの条例に基づき、開発事業に対して緑を創出するために緑化指導基準を定め、指導を行っています。この制度によって、この3年間で合計約41.3haの緑が創出されています。

過去3年間の緑化指導による緑化面積



3. 用語解説

【 あ 】

| | |
|---------------|--|
| 運動公園 | 都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1 箇所当たり 15 ~ 75ha を標準として設置する。 |
| エコアイランド | 市街地内に点在する、生き物の繁殖・移動や市街地に冷気を供給するなどの働きを持つ緑。海に浮かぶ島にたとえてこのように呼ばれる。 |
| エコミュージアム | 建物に収集品を保存し、展示することで文化を継承し、伝承していた従来型の博物館に対し、エコミュージアムは、地域の人々の生活とそれを取り巻く自然、文化、社会環境にかかわる遺産を現地において保全、育成、展示することを通して、地域社会の発展を目指そうとする新しい理念の博物館。 |
| エコロジカル・ネットワーク | 生態系の保全・再生を図るために、生き物の生息・生育空間となる緑を中心として、生態学的に好ましい環境を有機的に連結するシステム。 |
| NPO | 法人格を持った民間非営利団体のことで、自発的に公益的な活動を行う。 |
| オープンガーデン | 私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスではじまった。 |
| オープンスペース | 公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。 |
| 温室効果ガス | 地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素などがある。 |

【 か 】

| | |
|------------|--|
| 街区公園 | 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 0.25ha を標準として設置する。 |
| 風の道 | 都市気象を緩和するために、自然の風を活用するための空気の通り道のこと。冷涼で清浄な空気の流れは、市街地の温度上昇の抑制や大気の浄化機能が期待される。 |
| (都市)環境インフラ | 河川・樹林地・農地などの自然環境がつくる都市の基盤(インフラストラクチャー)のこと。 |
| 環境影響評価 | 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者が事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、事業計画に反映させて、環境の保全を図ること。 |
| 環境共生型建築物 | 環境に対する負荷を軽減するよう、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和した建築物のこと。 |
| 環境共生都市 | 環境に対する負荷の軽減、人と自然の共生や快適性などを創出した質の高い都市環境を有する都市のこと。 |
| 環境作物 | 農地の有効利用、景観や環境の改善を目的として生産されるレンゲ・ヒマワリ・コスモスなどの作物のこと。 |
| 環境緑地 | さいたま市みどりの条例に基づき、緑化された環境を得る目的で創出された一団の緑地で、公共の利用に供する土地を市長が指定するもの。 |
| 緩衝緑地 | 一般的に、工場、コンビナート地帯や道路などから周辺の市街地への公害や災害を防止するため設置される緑地。狭義には、都市公園法に基づく都市公園の一つ。 |
| 管理協定 | 地方公共団体などが特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域内の緑地について、土地所有者による管理が不十分であると認められる場合に、土地所有者に代わって管理を行うために締結する協定のこと。 |
| 協働 | 多様な部門や組織が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。 |
| 近郊緑地保全区域 | 首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊整備地帯内の良好な自然環境を形成している緑地で、住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等の目的で、国土交通大臣が指定する緑地。 |
| 近隣公園 | 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 2ha を標準として設置する。 |

| | |
|--------------|--|
| グリーンツーリズム | 緑豊かな地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。 |
| グリーンパラソル推進事業 | さいたま市における公園整備事業の一つ。緑(グリーン)あふれる住区基幹公園を傘(パラソル)を広げたように配置し、市内全域をカバーするという意味で名付けられた。 |
| 景観重要樹木 | 景観法に基づき、景観計画区域内の景観上重要な樹木について、市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全・継承するもの。 |
| 景観法 | 都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。 |
| 広域公園 | 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションに対応することを目的とする公園。1箇所当たり50ha以上を標準として設置する。 |
| 公開空地 | 総合設計制度などによって建築物の敷地に確保された公開性の高い空地。 |
| 高規格堤防 | 堤防が決壊しないように、堤防の市街地側に幅100～300mにわたって一体的に盛土を行い整備したもの。スーパー堤防ともいう。 |
| 工場立地法 | 工場立地が周辺環境と調和することを目的に、一定規模以上の工場に対して、生産施設や緑地等の面積率の基準を公表するとともに、この基準に基づいた生産施設や緑地等の設置と届出を義務付けている法律。 |
| コミュニティガーデン | 地域の住民などが協力しながら緑化を図り、つくり出された地域の「庭」。公共空間や未利用地などを利用する。 |

【 さ 】

| | |
|------------------|--|
| さいたま緑のトラスト基金 | トラスト保全地の取得や保全・管理に要する経費の財源とするために、埼玉県が設置した基金。基金は県民からの寄付金などによって積み立てられている。 |
| 里親制度 | 公園や道路などの公共スペースを「養子」にみたと、市民などが「親」となって維持管理を行う仕組み。 |
| 里やま | 人為的に形成され、維持されてきた二次林、またはその周辺の農地や用水路、草地などを合わせた地域のこと。関東地方の二次林は、主にコナラ、クヌギなどからなる雑木林である。 |
| 市街化区域 市街化調整区域 | 市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。 |
| 自然共生型農業 | 地域に生息する生き物(クモやハチ)を活用し、自然の恵みと共生することで、農作物の生育を促す農法およびそれらに配慮した農業基盤整備のこと。 |
| 自然公園 | 自然公園法と埼玉県自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために指定された区域。 |
| 自然堤防 | 河川が洪水のときなどにあふれて運んできた土砂が周囲に堆積し、自然に形成された堤防のこと。 |
| 自然緑地 | さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地など、一定の条件に該当する緑地を保全するために市長が指定するもの。自然緑地は公開する緑地である。 |
| 指定管理者制度 | 公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。 |
| 市民ガーデナー | 本計画では、花や緑に関する知識を深めた市民がコミュニティガーデンづくりなどの地域の緑化の中心的な役割を担うことを目的として位置づけている。 |
| 市民緑地 | 都市緑地法に基づき、地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。 |
| 住区基幹公園 | 安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。 |

| | |
|------------|--|
| 循環型社会 | 有限な資源の持続性を確保するため、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギーを資源として循環させ、環境への負荷を低減していくシステムを実現するための意思を有する社会のこと。 |
| 食農教育 | 食べ物についての学習や農業体験、生き物や農村の自然にふれあうことによって、「食」や「農業」「環境」の重要性について考えるきっかけとなる学習方法。 |
| 食物連鎖 | 生物同士の、食べる、食べられるの関係。食物連鎖によって炭素や有機物などエネルギーと物質が循環する。 |
| シンボルツリー | その場の目印や地域の象徴となる樹木。 |
| 生産緑地地区 | 生産緑地法に基づき、市街地区域内の保全する農地として指定されたもの。 |
| 生態系 | 植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合した全体のシステムのこと。 |
| セントラルパーク構想 | さいたま市の緑と水の空間の保全・再生と創出のための取り組みとして、見沼田圃の全体的な保全・活用・創造に向けた、先導的プロジェクトのこと。 |
| 総合公園 | 都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり10～50haを標準として設置する。 |
| 総合設計制度 | 市街地環境の整備改善に資すると認められる建築物について、容積率と高さ制限を緩和する建築基準法による特例制度。 |

【 た 】

| | |
|---------------------|---|
| 体験農園 | もぎ取り、オーナー制農園、市民農園などの農園を利用した、作物栽培などの農作業を体験するための農園のこと。 |
| 多自然型護岸 | 生き物に配慮し、石や木、植物などの自然素材を利用した護岸のこと。 |
| ダストドーム | ヒートアイランドで生じる循環流によって、都市の上空を汚染物質がドーム状に覆われる現象のこと。ダストドームの中では、気温上昇によって有害物質の濃度が増すことも懸念されている。 |
| 地下水の涵養 | 降雨などの地表水を地中にしみ込ませ、一時的に貯えて調節し、水資源などを保全する働き。 |
| 地球温暖化 | 人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。 |
| 地区計画制度 | 地区の特性を活かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市計画法に基づき、その地区の道路、公園、広場などの公共施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の考えを取り入れながら、まちづくりを進める制度。 |
| 地区公園 | 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。 |
| 地産地消 | 「地域で生産された農林産物を地域で消費する」あるいは、「地域で必要とする農林産物を地域で生産する」を意味することばの略。 |
| チップ | 植栽管理時に伐採、剪定される樹木や枝を、公園の園路の敷ならしなどに用いるために粉碎机で砕かれたもの。 |
| 調整池 調節池 | 洪水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節・調整する施設。河川のために設けられるものを「調整池」といい、雨水のために設けられるものを「調整池」という。 |
| 特殊公園 | 利用の特殊な都市公園で、風致公園・動植物公園・歴史公園・墓園などを総称している。 |
| 特別緑地保全地区 | 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。 |
| 都市基幹公園 | 都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。 |
| 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 | 都道府県が策定する都市計画のマスタープランのこと。都市計画区域における都市計画は、この方針に即したものでなければならないこととされている。 |

| | |
|----------|--|
| 都市計画道路 | 都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。 |
| 都市公園 | 都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。 |
| 都市緑地 | 主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。 |
| 都市緑地法 | 良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。 |
| 都市林 | 主として動植物の生息地・生育地である樹林地などの保護を行うことを目的として設置される都市公園。 |
| 土地区画整理事業 | 土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に係る事業。 |
| トラスト制度 | 市民や企業の寄付金などによって緑などの保全を図る制度。本計画では、基金によって土地の取得と、さまざまな活動の支援に活用することを目指す。 |

【 な 】

| | |
|---------|--|
| 二次林 | 過去に伐採などの人為が加えられ、その影響を受けている森林、または現在も下草刈りなどの人為が継続的に加えられていることにより成立している森林。 |
| ネットワーク | あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態をいう。 |
| 農業振興地域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図るために県知事が指定する地域。 |
| 農コミュニティ | 農家や農業関係者ととも、消費者や営農のパートナーとしての市民を含めた、都市と農を結ぶ新たなコミュニティのこと。 |
| 農産物直売所 | 農産物を卸業者などを通さずに直接販売する場のこと。新鮮で比較的安価な地元産の農産物を購入することができる。市内には約90箇所の直売所があり、全国的にも活発に取り組んでいる。 |
| 農用地区域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定された区域。 |

【 は 】

| | |
|------------|---|
| パートナーシップ | 市民・団体・事業者・市といった地域の各主体が、よりよい地域づくりのために、力を合わせて取り組んでいくことができる関係。 |
| 八都府県市 | 首都圏の都府県と政令指定都市の8自治体(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市)の通称。 |
| PFI手法 | 公共が提供してきたサービスや施設建設・運営などについて、民間の資金や経営能力、技術などを活用し、民間が主体となって事業を進めていく手法。 |
| ヒートアイランド現象 | 都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。 |
| ビオトープ | 野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境の空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope の合成語。 |
| 広場公園 | 主として、都市の景観の向上や周辺施設利用者の休息などを目的として設けられる都市公園。 |
| 風致地区 | 都市計画法に基づき、都市における自然のおもむきなどを維持するために指定する地域地区。 |
| 物質循環 | 生態系の中で、有機物が植物、動物、微生物を通して循環していること。 |
| ふるさとの緑の景観地 | 埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、相当規模(概ね5ha以上)にわたり、ふるさとを象徴する緑を形成している地域を知事が指定したもの。 |
| 保安林 | 森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。 |

| | |
|------|--|
| 保存樹木 | 都市の健全な環境の維持と向上を図るため、特に健全に生育した樹木について、(財)さいたま市公園緑地協会が指定するもの。 |
| 保存緑地 | さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地など、一定の条件に該当する緑地を保全するために市長が指定するもの。保存緑地は非公開の緑地である。 |

【ま】

| | |
|--------------------|--|
| 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針 | 見沼田圃を農地・公園・緑地などとして土地利用を図ることなどを定めた方針。平成7年に埼玉県が策定。 |
|--------------------|--|

【や】

| | |
|------------|--|
| ユニバーサルデザイン | 道具や施設などについて、年齢・性別・障害の有無を超えて、すべての人が自由に活動し、生活できるようにすることを基本としたデザインを考えること。 |
| 溶融スラグ | 焼却灰などの廃棄物を加熱・燃焼させ、無機質を溶融した後に冷却したガラス質の固化物。溶融スラグは、道路の路盤材などとして再利用される。 |

【ら】

| | |
|--------------|--|
| ランドコーディネーター | さいたま市独自の位置づけで、農作物の作付けだけでなく、農地の多面的機能や農業関連法などについて複合的な知識・技術を有する担い手のこと。 |
| 立体都市公園 | 都心部などの土地の効率的な利用が求められる地域などにおいて、土地の重層的利用によって確保される都市公園。 |
| 緑化施設整備計画認定制度 | 緑の基本計画における緑化重点地区などにおいて、敷地内の緑化や屋上緑化・壁面緑化などの緑化施設の整備計画を市町村が認定し、支援する制度。 |
| 緑化重点地区 | 緑化の推進を重点的に図るべき地区として、緑の基本計画において任意に定める事項の一つ。 |
| 緑化地域 | 用途地域内において特に緑化の推進を図るべき区域について、都市計画に定める地域地区。緑化地域においては、大規模な敷地を有する施設の建設に対して緑化率が規制される。 |
| 緑地管理機構 | 都市緑地法の規定により、緑地整備や管理について一定の能力を有し、県知事から指定を受けた公益法人または特定非営利活動法人のこと。 |
| 緑地協定 | 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意によって、市町村の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定。 |
| 緑地保全地域 | 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一定の要件に該当する緑地を保全するために、都道府県と政令指定都市などが都市計画に定める地域地区。緑地保全地域においては、行為の届出が義務づけられ、必要に応じて行為の制限等を命じることができる。 |
| 緑道 | 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路などを主体とする都市公園。また、さいたま市では、都市公園に準じる緑道も整備・管理している。 |
| 緑被率 | 特定の区域に占める植物の緑で被覆された土地、もしくは自然的環境の状態にある土地の割合を指す。この計画では、樹林地・草地・農地・屋上緑地・水面・裸地を緑被地としている。 |

【わ】

| | |
|---------|---|
| ワークショップ | 様々な立場や経験を有する参加者が、互いの考え方や意見を学びながら、全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の一つ。住民参加の手法の一つとして採用されることが多い。 |
|---------|---|

4 緑の基本計画の策定体制

さいたま市緑の基本計画策定委員会（平成15・16年度）

| 氏名 | 職業等 | |
|-----------|---------------------------------|--------------------------|
| 委員長 丸田 頼一 | 学識経験者 千葉大学名誉教授・(社)環境情報科学センター理事長 | |
| 委員 | 佐々木 寧 | 学識経験者 埼玉大学工学部教授 |
| | 石川 幹子 | 学識経験者 慶應義塾大学環境情報学部教授 |
| | 小野 達二 | 関係団体 さいたま市みどり愛護会会長 |
| | 掛川 繁 | 関係団体 さいたま市花いっぱい運動推進会会長 |
| | 針山 崇 | 関係団体 (財)さいたま緑のトラスト協会事務局長 |
| | 上田 理江 | 市民 プランツコーディネーター |
| | 島田 由美子 | 市民 見沼ファーム21代表 |
| | 東 智徳 | 行政 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長 |
| | 梅原 照明 | 行政 埼玉県環境防災部みどり自然課長 |

さいたま市花とみどりのまちづくり審議会（平成18年度）

| 氏名 | 職業等 | |
|----------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 会長 丸田 頼一 | 学識経験者 千葉大学名誉教授・(社)環境情報科学センター理事長 | |
| 委員 | 佐々木 寧 | 学識経験者 埼玉大学工学部教授 |
| | 半田 真理子 | 学識経験者 (財)都市緑化技術開発機構 都市緑化技術研究所長 |
| | 森田 博 | 学識経験者 さいたま市認定農業者連絡協議会会長 |
| | 森田 陽久 | 学識経験者 埼玉県立いずみ高等学校教諭 |
| | 小野 達二 | 関係団体 さいたま市みどり愛護会会長 |
| | 掛川 繁 | 関係団体 さいたま市花いっぱい運動推進会会長(平成18年9月まで) |
| | 武藤 哲夫 | 関係団体 さいたま市花いっぱい運動推進会副会長(平成18年10月から) |
| | 松原 由佳 | 市民 グリーンアドバイザー |
| | 島田 由美子 | 市民 見沼ファーム21代表 |
| | 新屋 千樹 | 行政 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長 |

さいたま市緑の基本計画（改訂版）策定庁内検討会

| 局 | 部 | 課 |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 政策局 | 政策企画部 | 企画調整課長 |
| 総務局 | 危機管理室 | 防災企画担当 |
| 市民局 | 生活文化部 | 文化振興課長 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課長 |
| 環境経済局 | 環境部 | 環境総務課長 |
| | 経済部 | 農政課長 |
| 都市局 | 都市計画部 | 都市総務課長 都市計画課長 公園みどり課長(座長) |
| | 都市整備部 | 都市整備課長 区画整理課長 整備企画課長 市街地整備課長 |
| 建設局 | 土木部 | 道路環境課長 河川課長 |
| | 下水道部 | 下水道計画課長 |
| | 建築部 | 営繕課長 |
| 水道局 | 給水部 | 施設課長 |
| 教育委員会 | 管理部 | 学校施設課長 |
| | 学校教育部 | 指導1課長 |
| | 生涯学習部 | 文化財保護課長 体育課長 |

さいたま市緑の基本計画
改訂版

.....

平成19年3月

さいたま市都市局都市計画部みどり推進課

〒330 - 9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1423 FAX 048-829-1979

URL <http://www.city.saitama.jp>

E-mail midori-suishin@city.saitama.lg.jp

頒布価格 1,200 円